

Ⅲ

虐待の再発防止と予防に向けて

児童虐待は、子ども自身や家庭環境なども含めた様々な要因が複雑に絡んで起こることから、一度起こってしまうとなかなか解決が難しく、その多くは再発の可能性を含んでいると言われています。

虐待を受けた子どもの安全が確保され緊急時の援助提供が一段落した後、子どもや家庭に対するきめ細かな指導を行うことや、関係機関が連携しながら再発予防に向けた対応を効果的にすすめていくことが大変重要になります。

また、虐待の深刻化を予防するために、再発を繰り返す保護者に対する心のケアなどの専門的な援助も含めた再発予防の取り組みが重要かつ緊急の課題となっています。

近年の児童虐待の要因のひとつとして、子育てに不慣れな保護者の育児に対する負担感や育児不安の増加、家庭のなかでの孤立した育児など、子育てを取り巻く社会環境の変化があるといわれています。

すべての子どもがいきいきと育つことのできる社会を実現していくためには、児童虐待に関する知識の普及や啓発を通じ多くの市民にその実態を知ってもらうことは無論、予防の視点からも、保護者が家庭のなかでゆとりを持って子どもに向き合える「子育て環境」を地域ぐるみでつくっていくことが求められています。

1 関係機関相互のネットワークづくり (仙台市要保護児童対策地域協議会)

児童虐待の背景には、保護者や子ども自身の問題だけではなく家庭環境や社会環境の要因が様々な絡んでいます。そのため、虐待への対応を一つの機関で行うことは難しく、関係機関の協力と継続的な援助が必要となります。

関係機関が協力していくためには、まずそれぞれの機関の業務の内容を知ることからはじまります。次に、ケースについての共通の理解を持ち、各機関の役割分担を明確にしていくための関係機関の連絡会議等が素早く開催できるような体制を組むことです。

仙台市には、各関係機関が虐待対応について意見や情報交換を行うネットワークである「仙台市要保護児童対策地域協議会（通称：要対協）」が設置されています。各機関からの代表者が参加する代表者会議が開催されるほか、各区及び宮城総合支所には各関係機関の実務者からなる実務者会議が設置され、全ての要保護児童及び特定妊婦について進行管理台帳が整備され、守秘義務を課した上で情報の共有を図っています。

また、個別のケースに対応するために、児童相談所及び区役所・宮城総合支所を中心として開催するケース検討会議に必要に応じて関係者が出席し、具体的な機関ごとの役割分担や援助方法等について協議しています。

虐待のケースは長期間にわたり援助を必要とする場合が多く、また、子どもの置かれている状況も変化することがあるので、援助開始後も必要に応じてケース検討会議等を開催することは、ケースの情報や方針の再確認のためにも大切なことです。

仙台市要保護児童対策地域協議会 代表者会議構成機関

		機関等の名称
関係団体等	福祉施設・ 保育事業者	仙台市児童養護施設協議会
		仙台市保育所連合会
		仙台小規模保育協議会
	児童委員	仙台市民生委員児童委員協議会
	医師会	一般社団法人仙台市医師会
		一般社団法人仙台歯科医師会
	弁護士会	仙台弁護士会
	児童虐待防止に 取り組む団体等	子ども虐待防止ネットワーク・みやぎ (略称：キャプネット・みやぎ)
仙台市学習・生活サポート事業 受託事業者		
仙台市支援対象児童等見守り強化事業 受託事業者		
関係機関	教育機関	仙台市私立幼稚園連合会
		仙台市小学校長会
		仙台市中学校長会
		宮城県高等学校長協会
		宮城県特別支援学校長会
行政機関	国・宮城県	仙台法務局
		仙台保護観察所
		宮城県警察本部
	仙台市	健康福祉局障害福祉部
		こども若者局こども家庭部
		こども若者局児童相談所
		教育局学校教育部

※調整機関：仙台市こども若者局こども家庭部

仙台市要保護児童対策地域協議会 実務者会議構成機関

関係団体等	児童委員	各区民生委員児童委員協議会
	児童虐待防止に 取り組む団体等	子ども虐待防止ネットワーク・みやぎ (略称：キャプネット・みやぎ)
関係機関	宮城県	各区を管轄する警察署
	教育機関	仙台市小学校長会
仙台市中学校長会		
行政機関	仙台市	各区役所保健福祉センター家庭健康課及び 宮城総合支所保健福祉課
		こども若者局児童相談所
		本市の保育所のうちこども若者局長が指定するもの
		本市の児童館のうちこども若者局長が指定するもの

2 虐待を受けた子どもへの援助

虐待を受けた子どもは、身体的、精神的に深い傷を負っているため、受けた傷の治療を行いながら、子どもが通い子どもの安全が確保される保育所等、幼稚園、学校及び児童館などの場での援助のほか地域の中であたたかく見守る体制をとることが大切です。また、虐待を受けたために学習の遅れが見られる子どもへの対応や、児童福祉施設を退所して自立していく子どもの相談に応じるなど具体的な援助体制の構築も必要になります。

周囲の働きかけに対して、子どもは時に反社会的態度で大人に自己をアピールしてくる場合があります。援助者は子どもの行動に左右されることなく、**子どもの気持ちを肯定的に受け止める**ことが重要です。

子どもにとっては、できるだけ多くの信頼できる人と出会い、より多くの心のふれあいを積み重ねていくことが必要なのです。

3 保護者への援助

保護者に対しては、**虐待に至った背景、保護者の考えや悩み、保護者自身が持つ心の傷などを理解する姿勢**で対応していきましょう。

援助者は、保護者との信頼関係を構築し、保護者が、**子どもとの適切な関わり方を身につけられるように援助すること**が必要です。保護者が虐待の事実と向き合い、再び子どもと生活できるようになるためには、保護者のあり方などを示しながら、安定した気持ちで子どもを受け入れられるように援助することが大切です。保護者の援助機関としては、児童相談所、精神保健福祉総合センター、発達相談支援センター、区役所などの行政機関、民間の相談機関としては「キャプネット・みやぎ」などがあり、子どもの場合と同様に**保護者が生活している地域社会での見守りが必要**になります。

4 特定妊婦への支援

(1) 特定妊婦とは

児童福祉法第6条の3では、特定妊婦は、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とされ、同法第25条の2において要保護児童対策地域協議会の対象として規定されています。

仙台市では、妊娠の届出を行った者で、母子健康手帳交付時やその後の関わりの中において継続して支援が必要とした妊婦について、P.71の【特定妊婦の判断項目とリスク項目】などを参考に、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」であるかを判断します。なお、特定妊婦の対象には妊娠22週以降で未届けが判明した者も含まれます。

(2) 妊娠期からの相談の重要性

特定妊婦の場合、子どもはまだ出生していないので、P.20の深刻度アセスメントシートは活用できず、深刻度や緊急度の判断が難しい面もあります。妊婦健康診査未受診など、妊娠中から子どもの健全な発育を保障できておらず、出産後の育児用具やミルクの準備ができない、育児スキルがない、適切なサポート体制が得られないなどの事態は、乳児にとっては生命が脅かされる結果につながりかねず、出産後の子どもの虐待リスクが非常に高くなるため、妊娠期からの早期支援による予防が不可欠です。

総合的に判断し、養育困難が予想される場合には、確実に要保護児童対策地域協議会につなげ、情報の共有や連絡調整を行い、必要な支援を行うことが求められます。

(3) 区役所・総合支所の役割

特定妊婦と判断された場合は、区役所・総合支所において速やかに特定妊婦台帳に登載します。その後は母子保健事業や関係機関との連携等、あらゆる機会に必要な支援や状況確認を行います。

継続的な支援を行い、1歳6か月児健康診査の終了時に、P.20の深刻度アセスメントシートを参考に、対象となる児童の要保護児童台帳への登載の可否を検討します。

また、死産、流産等により胎児が死亡した場合は特定妊婦台帳への登載を終了し、必要な支援を継続します。

(4) 関係機関の役割

特定妊婦への支援を行う機関として、その中心となる区役所・宮城総合支所をはじめ、児童相談所や医療機関（産科等）などが挙げられます。特定妊婦の疑いがある妊婦を発見した場合は、相互に情報共有し、関係機関の連携によるセーフティネットの中で支援します。

また、妊娠や出産について、妊婦自身が自ら相談できる相談窓口の周知も重要です。（主な相談窓口はP.84）

【参考】特定妊婦の判断項目とリスク項目

特定妊婦の判断項目	リスク項目
①本人の養育意欲および能力	<input type="checkbox"/> 妊婦健診未受診、中断がある <input type="checkbox"/> 胎児に対して無関心・拒否的な言動 <input type="checkbox"/> 今までに妊娠・中絶を繰り返す <input type="checkbox"/> 飛び込み出産歴がある <input type="checkbox"/> 35歳以上（初産）の妊娠 <input type="checkbox"/> 妊娠中の不規則な生活・不摂生等（喫煙・飲酒・薬物） <input type="checkbox"/> 知的障害（疑いを含む）、理解力が低い <input type="checkbox"/> 問題認識能力が低い、または援助希求能力が低い <input type="checkbox"/> 身体障害・慢性疾患がある <input type="checkbox"/> 過去に心中未遂がある（自殺未遂がある） <input type="checkbox"/> 住所不定・居住地がない <input type="checkbox"/> 転居を繰り返す <input type="checkbox"/> 不衛生（身だしなみ・自宅内の環境 等） <input type="checkbox"/> 外国人であり日本語が通じにくい
②家族状況	<input type="checkbox"/> 多胎・胎児に疾患や障害がある <input type="checkbox"/> 保護者自身に被虐待歴がある <input type="checkbox"/> ひとり親・未婚（入籍予定なし）・ステップファミリー <input type="checkbox"/> 上記以外の家庭的問題がある（産後1年以内の妊娠、きょうだい児の障害や疾病、介護 等）
③経済環境	<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 不安定就労・失業中で、経済基盤が不安定、借金、無保険 <input type="checkbox"/> 上記以外の経済的困窮や社会的問題がある
④精神疾患があり、養育困難となる可能性が高い	<input type="checkbox"/> 精神疾患等（過去の治療歴や産後うつ、依存症を含む） <input type="checkbox"/> パーソナリティ障害（疑いを含む）
⑤子育てに対して強い不安や孤立感を抱えている	<input type="checkbox"/> 訴えが多く、不安が強い
⑥家族・同居者間の暴力がある	<input type="checkbox"/> 保護者自身に被虐待歴がある <input type="checkbox"/> 保護者自身にDV歴（加害・被害含む）がある <input type="checkbox"/> 胎児のきょうだいに不審死がある <input type="checkbox"/> 胎児のきょうだいへの虐待歴や特別養子縁組をしたこと等がある
⑦望まない妊娠であり、出産を受け入れられない	<input type="checkbox"/> 望まない妊娠、出産を受け入れられない <input type="checkbox"/> 胎児に対して無関心・拒否的な言動
⑧若年（20歳未満）かつ未婚者（児の父親との結婚の予定もないもの）	<input type="checkbox"/> 16歳未満の妊娠（※） <input type="checkbox"/> 若年（20歳未満）妊娠（過去の若年妊娠を含む）…（※）を除く
⑨22週以降の妊娠届出者および22週以降で未届けが判明した者（妊娠届があっても妊婦健診を受診しないものを含む）	<input type="checkbox"/> 22週以降の届出 <input type="checkbox"/> 妊婦健診未受診、中断がある
<input type="checkbox"/> 上記に該当しない気になる言動や背景、状況がある	

このシートは、特定妊婦の判断項目と、妊娠期アセスメントシートにおけるリスク項目を参考にまとめたものです。リスクの程度には濃淡があるため、チェックの数だけで判断できるものではありません。特定妊婦の判断をする際の1つの基準として使用するものです。

5 予防と啓発

(1) 予防に向けた取り組み

地域住民同士の結びつきが弱まり、地域において子育てする力が薄れている現代社会にあっては、地域社会から孤立する家族が増え、その結果、虐待が増加していると言われています。

言うまでもなく虐待は予防することが一番大事です。そのためには、健診や相談など保護者及び親子と接するさまざまな場面で虐待のサイン（P.11 参照）を見つけたら声かけをしたり、子育て支援サービスを紹介したり、必要に応じて関係機関を紹介したりしましょう。ただし、決して無理強いをしたり、問いただしたりするようなことがないように気をつけます。

また、健診を受診することなく家に引きこもっているような場合などは虐待の起こる危険性が高いので、区役所・総合支所を中心に家庭訪問を行うことも必要です。まずは、接触を試みることから始めましょう。

(2) 啓発・研修

昨今のマスコミ報道等で「虐待」に対する市民の関心が高まったとは言え、虐待の意味や対応の方法、虐待が子どもや保護者に与える影響などについて詳しく知る人はまだ少ないと思われます。

深刻な虐待の被害がでる前に、多くの市民に「虐待」とは何か、発見したらどうすればいいのか、どう見守っていけばいいのかを理解してもらうことが必要です。

虐待は子どもの人権を著しく侵害するものです。仙台市では、虐待に限らず子どもの権利を分かりやすく記したリーフレットを作成し、市内の中学1年生の保護者に配布しています。また、関係機関の担当者などを対象とした「児童虐待対応講演会」等を開催しています。

さらに市民への啓発をすすめるためには、乳幼児や小中学生の保護者のほか、地域住民、子ども自身も対象に講座や講演会を開催したり、地域のミニコミ誌（町内会だより、健全育成だより、子ども会だよりなど）に啓発記事を掲載するなど、様々な場面での草の根的な啓発活動を展開していくことが大切です。

関係者が虐待に対応していくためには、専門的な技術を身につけるための研修等が欠かせません。また、継続的な援助について各機関が連携して取り組むことの必要性は前述したとおりですが、機関相互の役割をそれぞれが認識するとともに、行政及び民間も含めた子育て支援施策を把握しておくことも必要です。育児不安の解消を図り、地域ぐるみで子育てしやすい環境を整備することで深刻化する児童虐待に歯止めをかけていきましょう。

市民向け広報

○虐待かなと思ったら・・・

■はっきりしない場合もご連絡ください

どうも様子がおかしい、虐待かな、と思ったら、児童相談所虐待ダイヤル「189」（いちはやく）または児童相談所、お住まいの区の区役所家庭健康課、総合支所保健福祉課にご連絡ください。虐待かどうか判断できない場合でも連絡・相談してください。間違っていたからといって連絡（通告）した人が責任を問われることは一切ありません。

■虐待の通告は国民の義務です（通告義務は守秘義務に優先します）

虐待の通告は児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条において国民の義務とされています。また、刑法に定める秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定が、虐待の通告を妨げるものと解釈してはならないとされており、通告義務が守秘義務に優先するということが定められています。

■支援を要する妊婦等に関する情報提供

支援を要すると思われる妊婦（特定妊婦）や児童（*要支援児童）・保護者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供しなければならないこととされています。

*要支援児童…保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家族・不適切な養育状態にある家庭等の児童）

■通告した人の秘密は守られます

通告を受けた機関は相談や通告をした人の個人情報を守る義務があります。通告をした方に関する情報は確実に守られます。

誰しも面倒なことには関わりたくないという気持ちや、自分がやらなくとも誰かがやってくれるだろうという意識を持ちがちです。しかし、児童に対する虐待、特に乳幼児に対する虐待は気づかれにくく、命に関わるような重大な事例も少なくありません。また、虐待を行っている保護者も苦しんでいる場合が多いのです。あなただけが気づいているかもしれません。ほんの少しの勇気をもって、ご連絡をお願いします。

あなたからの一本の電話で守られる命、救える家庭があります。

○通告の際のポイント

虐待通告に面倒な手続きや様式があるわけではありません。あなたがわかる範囲のことをメモしておき、速やかに電話などでお知らせください。保護者の立場より子どもを守ることを最優先に考えてください。

気になることがあったら、一人で抱え込まず、ぜひ、ご相談ください。

- ①虐待等があった日時
- ②児童と保護者について（名前、年齢、性別、住所など）
- ③虐待の恐れや虐待の状況（誰が、どのようなことを児童に対してしているのか、気がついたこと）
- ④通告者の住所、氏名、連絡先（可能であれば）